

大腸がん検診実施要領（個別検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、大腸がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する大腸がん検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の者とする。

2 検診回数は、同一人年1回とする。

（実施期間）

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（検診取扱い医療機関）

第4 この検診は、乙会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

（受診券及び検診票の配布）

第5 甲は、この検診の検診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。この時、次の項目を記載した資料も同封し、受診者に説明を行うものとする。

- (1) 便潜血検査陽性で「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること）
- (2) 精密検査は、第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること及びこれらの検査の概要
- (3) 精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、丙がその結果を共有すること
- (4) 検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）などのがん検診の不利益
- (5) 検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること
- (6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置すること

2 甲は、丙に対し、「大腸がん検診票」（以下「検診票」という。）と「千葉市大腸がん精密検査依頼書（以下「精密検査依頼書」という。）」を送付する。

（検体の取り扱い）

第6 検体の取り扱いについて、次のとおりとする。

- (1) 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者

に説明する。

- (2) 採便後即日（2日目）回収を原則とする。
- (3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。
- (4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。
- (5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。
- (6) 検査を外部に委託している場合は、委託先の状況を確認する。

（検診方法）

第7 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し検診を受けるものとする。

2 検査項目は次のとおりとする。

(1) 問診（現症、喫煙歴、家族歴、検診歴等）

(2) 便潜血検査

ア 検査は、免疫便潜血検査2日法を行う。

イ 便潜血検査キットのキット名、測定方法、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を明らかにする。

ウ 大腸がん検診マニュアル（2021年度改定版 日本消化器がん検診学会刊行）に記載された自動判定方法に準拠して行う。丙は、検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に努めなければならない。

エ 検体回収後原則として24時間以内に測定する。（検体提出数が想定以上に多かった場合を除く。）

オ 検査を外部に委託している場合は、委託先の状況を確認する。

3 受診者への結果通知は、原則として検体回収後2週間以内に丙が行うものとする。

（総合判定）

第8 判定は丙が問診、便潜血検査の結果を総合的に判断し、検診票の検診結果欄に記載する。

（検診結果の管理）

第9 丙は、結果が記入された検診票を少なくとも5年間は保存するものとする。

（要精検者の指導）

第10 丙は、便潜血検査が1回でも陽性になった者を精密検査の対象者とし、「精密検査依頼書」を交付後、精密検査の方法を説明するとともに、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように指導するものとし、治療が必要なものに対しては、速やかに医療機関で受診するよう指導するものとする。

（検診費用）

第11 丙は、検診費用として、受診者から600円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第12 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(システムとしての精度管理)

第13 丙は、精密検査方法および精密検査結果について、甲や乙から求められた項目の積極的な把握に努める。

2 丙は、診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（丙に雇用されていない肺がん検診専門家あるいは細胞診専門医を交えた会）等を設置する。もしくは甲や乙等が設置した精度管理に関係した研究会や研修等に積極的に参加する。

3 甲は乙に、適切な方法および精度管理の下で検診が円滑に実施できるよう、精度管理に関する委員会の開催と運営等を委託し、甲と乙は協力し、検診体制の見直しやプロセス指標に基づく事業評価を行い、精度管理に努める。

4 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙（成人保健担当理事）に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

(事業評価)

第14 丙は、チェックリストやプロセス指標などに基づく自院の事業評価を行うこととする。

2 甲は、丙が事業評価を行うためのプロセス指標値を提供する。

3 丙は、がん検診の結果及びそれに関わる情報について、甲や乙から求められた項目を全て報告できるよう努める。

(広報)

第15 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、大腸がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第16 この要領に定めるもののほか、大腸がん検診の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。